

関西電力株式会社美浜発電所3号機 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○美浜発電所3号機 不適切な保全による海水ポンプ自動停止（緑、S L IV）【第1四半期】

保全計画において、設置環境及び使用環境が適切に考慮されておらず、使用済燃料ピット等の熱除去に用いられる海水ポンプが自動停止した。

○美浜発電所3号機における管理区域入域時間の不適切な管理の多発（緑、S L IV）【第4四半期】

管理区域内の入域管理室において、作業員が警報付デジタル個人線量計の登録を行う管理ゲートを通らずに入域する事例が多発したにもかかわらず、適切な不適合管理がとられていなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○美浜発電所3号機の原子炉格納容器外の電気計装品等に係るインターフェイスシステムLOCA時の耐環境評価について

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が2件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足して

いることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html